
第2章

「働き方改革関連法」 の概要

1 「働き方改革関連法」の概要

「働き方改革関連法」は、労働基準法など複数の法律を一括して改正する近年最大の労働法の改正といえます。各法律の主な改正項目と項目ごとの施行日を整理すると、下表のようになります。

【「働き方改革関連法」の主な改正項目と施行日の一覧】

主な改正項目		(本冊子での 該当ページ)	施行日	
			大企業	中小企業 (中小企業基本法の定義)
労働基準法	時間外労働の上限規制	18ページ	平成31年 4月1日	令和2年 4月1日
	年5日の年次有給休暇の確実な取得	34ページ		
	月60時間超の時間外労働についての割増率引上げ	43ページ	※施行済	令和5年 4月1日
	フレックスタイム制の拡充	45ページ		
	高度プロフェッショナル制度の新設	48ページ		
労働時間等 設定改善法	勤務間インターバル制度	54ページ	平成31年 4月1日	
労働安全 衛生法	長時間労働者に対する面接指導等	58ページ		
	産業医の活動環境の整備	63ページ		
	健康相談の体制整備、 健康情報の適正な取扱い	68ページ		
パートタイム・ 有期雇用労働法 労働者派遣法	均等・均衡待遇(同一労働同一賃金)	72ページ	令和2年 4月1日	令和2年 4月1日 (パートタイム・有期雇用 労働法については、 令和3年4月1日)
	待遇に関する説明義務の強化	82ページ		

2 「働き方改革関連法」の「中小企業」とは

「働き方改革関連法」では、改正項目によって「中小企業」での施行日が別に設定されているものがあります。

中小企業の範囲は、「資本金又は出資の総額」と「常時使用する労働者の数」のいずれかが以下の基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。

なお、事業所単位ではなく、企業単位で判断されます。

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	または 100人以下
その他 (製造業、建設業、運輸業、その他)	3億円以下	300人以下

上記の業種の分類は、日本標準産業分類に従って判断されます。

業種	日本標準産業分類	
小売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち	中分類56 (各種商品小売業)、中分類57 (織物・衣服・身の回り品小売業)、中分類58 (飲食品小売業)、中分類59 (機械器具小売業)、中分類60 (その他の小売業)、中分類61 (無店舗小売業)
	大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち	中分類76 (飲食店)、中分類77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G (情報通信業)のうち	中分類38 (放送業)、中分類39 (情報サービス業)、中分類411 (映像情報制作・配給業)、中分類412 (音声情報制作業)、中分類415 (広告制作業)、中分類416 (映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)
	大分類K (不動産業、物品賃貸業)のうち	中分類693 (駐車場業)、中分類70 (物品賃貸業)
	大分類L (学術研究、専門・技術サービス業)	
	大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち	中分類75 (宿泊業)
	大分類N (生活関連サービス業、娯楽業)	ただし、小分類791 (旅行業)は除く
	大分類O (教育、学習支援業)	
	大分類P (医療、福祉)	
	大分類Q (複合サービス業)	
大分類R (サービス業<他に分類されないもの>)		
卸売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち	中分類50 (各種商品卸売業)、中分類51 (繊維、衣服等卸売業)、中分類52 (飲食品卸売業)、中分類53 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)、中分類54 (機械器具卸売業)、中分類55 (その他の卸売業)
その他 (製造業、建設業、運輸業、その他)	上記以外のすべて	

厚生労働省発行「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」より

